

# 入会及び会員資格に関する規程

公益社団法人 滋賀労働基準協会

## 第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人滋賀労働基準協会定款第6条の規定に基づき、当会への入会及び会員資格に関する必要な事項を定める。

(会員の範囲)

第2条 当会の会員は、滋賀県内の労働基準法適用事業場である団体又は個人とする。

## 第2章 入会及び退会

(入会)

第3条 当会の会員になろうとする者は、入会申込書（様式第1号）を申込者の所在地を担当する支部長を経由して、会長に提出しなければならない。

担当支部	担 当 範 囲
大津支部	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、高島市
彦根・長浜支部	彦根市、長浜市、米原市、愛知郡、犬上郡
東近江支部	近江八幡市、甲賀市、湖南市、東近江市、蒲生郡

2 同一団体が複数の会員となる場合は、申し出により、その1つを本部会員とし、その他を支部会員とする。

(会員名簿)

第4条 会長は入会申し込みが理事会で承認されたときは、速やかに会員名簿（様式第2号）に登録を行わなければならない。

(変更)

第5条 会員は事業場の名称、所在地等について変更があったときは、変更事項について支部長を経由して、会長に届出なければならない。

(退会)

第6条 会員が定款8条の規定に基づき、会長に退会届（様式第3号）を提出したときは、会長は速やかにこれを会員名簿から抹消しなければならない。

## 第3章 会員資格等

(会員資格)

第7条 本部会員は、一般社団・財団法人法において定める社員としての法律上の権利を有し義務を負う。

2 支部会員は、定款及び諸規程で定める範囲で権利を有し義務を負う。

(会員の権利)

第8条 会員は、一定の講習等への参加において、会員割引制度を受けることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て会長が定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公益社団法人滋賀労働基準協会設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成23年6月16日 総会承認

平成26年6月18日 理事会変更承認

平成28年6月17日 理事会変更承認

様式第 1 号

公益社団法人滋賀労働基準協会加入申込書

事業場名称	フリガナ		
所在地	〒		
電話・FAX 番号	TEL	— —	FAX — —
業種又は製品			
会員の区分	本部会員・支部会員	労働者数	

公益社団法人滋賀労働基準協会の趣旨に賛同し入会します。

平成 年 月 日

事業場名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

公益社団法人 滋賀労働基準協会長 殿

様式第2号

公益社団法人滋賀労働基準協会会員名簿

事業場名 入会日	〒 所在地		TEL FAX
	ランク	業種又は製品	備考
入会日	〒		TEL FAX
入会日	〒		TEL FAX
入会日	〒		TEL FAX
入会日	〒		TEL FAX
入会日	〒		TEL FAX
入会日	〒		TEL FAX
入会日	〒		TEL FAX

備考欄には本部会員と支部会員の区分を表示する。

様式第3号

公益社団法人滋賀労働基準協会退会届

事業場名称	フリガナ
所在地	〒
電話・FAX 番号	TEL      —      —                      FAX      —      —
退会の理由	

公益社団法人滋賀労働基準協会を上記の理由で退会します。

平成    年    月    日

事業場名 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ ⑩

公益社団法人 滋賀労働基準協会長 殿